

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則.....（障害者保健福祉課）	13
告 示	
○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により知事が指定する区域の一部改正.....（環境保全課）	14
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定の一部改正.....（環境保全課）	14
○振動規制法施行規則に基づき特定建設作業の規制に関する基準の知事の指定する区域の指定の一部改正.....（環境保全課）	15
○有害興行の指定.....（道民活動文化振興課）	15
○家畜伝染病検査の命令.....（畜産振興課）	15
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	15
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（漁業管理課）	15
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	16
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	16
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	17
○道路の供用の開始.....（道路課）	17
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....（河川課）	17
道立紋別病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	17
規 則	
障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年10月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第142号	

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（障害者支援施設に関する届出等）

第11条 法第83条第3項の規定による届出は、別記第13号様式の障害者支援施設設置届によってしなければならない。

2 政令第43条の4第1項の規定による届出は、別記第14号様式の障害者支援施設廃止（休止）届によってしなければならない。

3 政令第43条の4第2項の規定による報告は、別記第15号様式の障害者支援施設変更報告書によってしなければならない。

別記第10号様式の1の事項中「種類」の次に「（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。）」を加え、同様式の7の事項を次のように改める。

7 当該事業の用に供する施設又は住居の内容（障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを営営する事業又は福祉ホームを営営する事業を行おうとする場合に限る。）

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 入 所 定 員

別記第11号様式の1の事項中「種類」の次に「（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。）」を加え、同様式の7の事項を次のように改める。

7 当該事業の用に供する施設又は住居の内容（障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。）、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）、地域活動支援センターを営営する事業又は福祉ホームを営営する事業を行おうとする場合に限る。）

(1) 名 称

(2) 所 在 地

(3) 入 所 定 員

別記第12号様式の次に次の3様式を加える。

別記第13号様式（第11条関係）

障害者支援施設設置届

年 月 日

北海道知事 様

届出者市町村名 代表者の氏名 (地方独立行政法人にあっては、主たる 事務所の所在地並びに名称及び代表者 の氏名) 次のとおり障害者支援施設を設置しますので、障害者自立支援法第83条第3項の規定により届け出ます。 1 施設 (1) 名称 (2) 所在地 (3) 施設障害福祉サービスの種類及び内容 2 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要 3 事業の内容及び運営の方法 4 利用定員 5 職員の定員及び主な職員の履歴書 6 収支予算書 7 事業の開始予定年月日 備考 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。 別記第14号様式（第11条関係） 障害者支援施設廃止（休止）届 年 月 日 北海道知事 様 届出者市町村名 代表者の氏名 (地方独立行政法人にあっては、主たる 事務所の所在地並びに名称及び代表者 の氏名) 次のとおり障害者支援施設を廃止（休止）しますので、障害者自立支援法施行令第43条の4第1項の規定により届け出ます。 1 廃止（休止）予定年月日 2 廃止（休止）の理由 3 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置 4 施設の建物及び設備の処分 5 休止の予定期間	備考 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。 別記第15号様式（第11条関係） 障害者支援施設変更報告書 年 月 日 北海道知事 様 報告者市町村名 代表者の氏名 (地方独立行政法人にあっては、主たる 事務所の所在地並びに名称及び代表者 の氏名) 次のとおり、障害者自立支援法施行令第43条の4第2項の規定により報告します。 1 施設 (1) 名称 (2) 所在地 (3) サービスの種類 2 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要 3 事業の内容及び運営方法 備考 1 変更になる項目番号を○で囲み、変更部分のみ記載すること。 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
告 示	
北海道告示第840号 昭和46年北海道告示第3170号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により知事が指定する区域）の一部を次のように改正する。 平成18年10月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 本文中「第7条」を「第7条第1項」に改める。 北海道告示第841号 昭和53年北海道告示第784号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規	

制基準の設定)の一部を次のように改正する。
平成18年10月13日
北海道知事 高 橋 はるみ
表の末尾欄外の備考の2の事項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

北海道告示第842号
昭和53年北海道告示第785号(振動規制法施行規則に基づき特定建設作業の規制に関する基準の知事の指定する区域の指定)の一部を次のように改正する。
平成18年10月13日
北海道知事 高 橋 はるみ
本文中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

北海道告示第843号
北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。
平成18年10月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	白衣と老人 覗きぬれぬれ	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	痴漢電車 濡れ初めは夢心地	オーピー映画		
同	新日本映像ニュース (白衣と老人 覗きぬれぬれ)	新日本映像		

北海道告示第844号
家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、高病原性鳥インフルエンザの予察のための検査を受けることを命ずる。
平成18年10月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため
- 2 実施する区域及び実施の期日
実施する区域 実施の期日
(当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

北海道一円 平成18年12月1日から平成19年3月30日まで
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で採卵の用に供する鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの
4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第845号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成18年10月17日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
雄 武	中山間地域総合整備(農道、農業用排水)	北海道網走支庁
第2留辺蘂	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きよ、土層改良)	同

北海道告示第846号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成18年10月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日
平成18年8月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 檜崎造船株式会社
(2) 住 所 室蘭市築地町135番地
- 4 落札金額

68,544,000円

5 競争の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年7月14日付け北海道告示第620号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町東瓜幕西16線25の40・東瓜幕西17線25の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町字栄467の1・468の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第848号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 釧路郡釧路町中央九丁目1の3、中央十丁目55の2

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第849号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

猿払村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第850号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業

業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第851号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
爾志郡乙部町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、乙部町(次の図に示す部分に限る。)、久遠郡せたな町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、せたな町(次の図に示す部分に限る。)
(2) 保安林として指定された目的
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
イ 主伐は、択伐による。
ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第852号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 別海厚岸線	野付郡別海町別海321番9地先から 野付郡別海町別海335番31地先まで	平成18.10.16

北海道告示第853号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年10月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 河川の名 称
2 廃川敷地が生じた年月日
3 廃川敷地等の位置
4 廃川敷地等の種類及び数量
- 二級河川佐呂間別川水系佐呂間別川
平成18年10月13日
常呂郡佐呂間町字浜佐呂間808番1地先から221番1地先まで
土地 59,194.90㎡

道立紋別病院告示

北海道立紋別病院告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年10月13日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
2 落札を決定した日
3 落札者の氏名及び住所
4 落札金額
- 全身用コンピューター断層撮影装置 一式
平成18年9月25日
(1) 氏 名 株式会社竹山
(2) 住 所 札幌市東区北6条東2丁目2番15号
74,550,000円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成18年8月15日付け北海道立紋別病院告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課
- (2) 所在地 紋別市緑町5丁目6番8号
-

正 誤

○平成18年8月15日（第1798号）
北海道告示第693号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
25	右	13
誤	稚内市（次の図に示す部分に限る。）	
正	稚内市	
